



山形県公報

平成15年5月23日(金)
第1442号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

昭和50年3月県告示第433号(高山植物その他これに類する植物の指定)の一部改正... (環境保護課)...705  
指定居宅サービス事業者の指定..... (村山総合支庁福祉課)... 同  
民有保安林の指定の解除..... (森林課)... 同  
用途地域内の建築制限の特例を認めるための意見聴取..... (建築住宅課)...706

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (置賜総合支庁企画振興課)... 同  
同..... (庄内総合支庁企画振興課)... 同  
健康増進法第8条に基づく都道府県健康増進計画..... (保健業務課)...707  
平成15年度改良普及員資格試験の実施..... (農業技術課)... 同

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第561号

昭和50年3月県告示第433号(高山植物その他これに類する植物の指定)の一部を次のように改正する。  
平成15年5月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

第11条第3項第8号を第11条第3項第10号に改める。

#### 山形県告示第562号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成15年5月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地           | 事業所の名称及び所在地                              | 居宅サービスの種類 | 指定年月日      |
|-------------------------------|------------------------------------------|-----------|------------|
| 山形県高齢者福祉生活共同組合<br>鶴岡市長者町8番25号 | 山形地域福祉事業所「ねの子介護サービスステーション」<br>山形市幸町5番22号 | 訪 問 介 護   | 平成15. 4.28 |

#### 山形県告示第563号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成15年5月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 1 解除に係る保安林の所在場所

酒田市大字坂野辺新田字西猪山174 - 3、175 - 6、185 - 2、186 - 14、192、193 - 1、193 - 4、193 - 5、201 - 2、202 - 3、203 - 5、字東猪山332 - 6、355 - 3、356 - 3、374 - 3、375 - 3、388、389 - 2、405 - 2、

406 - 2、432 - 2、433 - 2、454 - 4、455 - 3、456 - 3、457 - 3

- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため

## 山形県告示第564号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第13項の規定により、同条第5項ただし書の規定により許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成15年5月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 日 時 平成15年5月28日(水) 午後2時から
- 2 場 所 西村山郡西川町大字睦合丙148番1  
梅沢会館
- 3 申 請 者 西村山郡西川町大字睦合丙283番26  
有限会社 ムツミ自動車  
代表取締役 田村 良夫
- 4 建築物の計画 西川都市計画区域内の第一種住居地域である西川町大字睦合丙293番1での自動車修理工場の増築(鉄骨造平屋建て、延べ面積126.22平方メートル)

---

公 告

---

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平15年5月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成15年5月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 おきたまブランドサポートセンター
  - (2) 代表者の氏名  
鈴木 清左衛門
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県東置賜郡川西町大字時田1351番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、置賜地域の農業、工業、商業、観光等に携わる人々、団体、企業に対し、「おきたまブランド商品」の認証を行い、広報普及、企業化支援等の支援を行うことにより、「おきたまブランド商品」の確立・発展及び置賜地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年5月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成15年5月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- (1) 名 称  
特定非営利活動法人 まちづくり若葉の会
- (2) 代表者の氏名  
渋谷 一春
- (3) 主たる事務所の所在地  
山形県東田川郡余目町大字余目字館之内41番地3
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、保健・医療・福祉・介護に関する事業並びに環境・情報・教育に関する事業を行い、住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項の規定により、別紙のとおり「ゆとり都山形健康づくり21行動計画」を山形県における健康増進計画として定めた。

なお、「別紙」は省略し、健康福祉部保健薬務課及び各総合支庁保健福祉環境部地域保健予防課において縦覧に供する。

平成15年5月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県改良普及員資格試験条例（昭和28年3月県条例第5号）第2条の規定により、平成15年度改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成15年5月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 試験の日時及び場所

茨 日 時 平成15年9月9日(火)及び10日(水) 午前10時から

芋 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁

2 受験手続

受験願書を平成15年6月9日(月)から同月27日(金)までの間に山形市松波二丁目8番1号農林水産部農業技術課に提出すること。(郵送による提出の場合は、同月27日(金)までの消印があるものに限り有効とする。)

3 その他

詳細については、農林水産部農業技術課（電話023(630)2437）に問い合わせること。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行 | 誤   | 正   |
|------------|-----------|-----|---|-----|-----|
| 平成15. 4.11 | 第1430号    | 513 | 7 | 供試品 | 分析品 |

平成15年5月23日印刷  
平成15年5月23日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056